

消政策第 159 - 1 号
平成 24 年 9 月 28 日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者政策課長

消費者から寄せられたいわゆる脱法ドラッグ
に関する情報への対応について（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保に向けて御尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む。以下「脱法ドラッグ」という。）の使用によると考えられる健康被害等の事例が発生しており、消費生活センターに対しても脱法ドラッグに関する情報が寄せられております。消費者委員会においても、脱法ドラッグのような薬物乱用のきっかけとなる商品がインターネット取引等で販売され、青少年も簡単に入手できる状況を消費者安全の観点から大いに問題があると指摘しています（添付 1）。さらに、平成 24 年 8 月 30 日には、関係閣僚が構成員となっている「薬物乱用対策推進会議」において、「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」がとりまとめられました（添付 2）。消費者庁としては、消費者の安全性確保のため、各都道府県において、脱法ドラッグに関する情報が寄せられ得る消費者行政担当部局と、監視指導や取締り等を担う薬務担当部局の十分な連携が必要と考えております。

つきましては、消費者から脱法ドラッグによる健康被害と疑われる情報、販売業者や販売店舗等に係る情報が消費生活センターに寄せられた場合には、可能な限り、製品や販売形態等を特定できる具体的な情報の入手に努めていただき、都道府県所管の消費生活センターにあっては直接、市区町村所管の消費生活センターにあっては市区町村の消費者行政担当部局を通じて、速やかに、都道府県の消費者行政担当部局に集約し、貴都道府県薬務担当部局への情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県下の市区町村消費者行政担当部局に対して、消費生活センター等に寄せられた情報が円滑に貴都道府県消費者行政担当部局に提供されるよう本通知を周知いただき、貴都道府県下で一体的な対応が図られるようお願いいたします。

なお、本件消費者から寄せられた脱法ドラッグに関する情報への対応については、厚生労働省を通じて別途各都道府県及び保健所設置市、特別区の薬務担当部局宛に周知を依頼していることを申し添えます。

また、追って各都道府県・政令指定都市及び各消費生活センター宛に、関係府省庁において作成された啓発チラシを送付いたしますので、普及啓発に御活用いただくようお願いいたします。

消政策第159-2号
平成24年9月28日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 殿

消費者庁消費者政策課長

消費者から寄せられたいわゆる脱法ドラッグ
に関する情報への対応について（依頼）

近年、いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む。以下「脱法ドラッグ」という。）の使用によると考えられる健康被害等の事例が発生しており、平成24年8月30日には、関係閣僚が構成員となっている「薬物乱用対策推進会議」において、「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」がとりまとめられたところです。消費者庁としては、消費者の安全性確保のため、各都道府県等における消費者行政担当部局と薬務担当部局等との十分な連携が必要と考えております。

このため、消費者から寄せられた脱法ドラッグによる健康被害と疑われる情報、販売業者や販売店舗等に係る情報については、各都道府県及び市区町村の消費者行政担当部局が薬務担当部局と連携し情報共有を図るよう、平成24年9月28日付け消政策第159-1号「消費者から寄せられたいわゆる脱法ドラッグによる健康被害等に関する情報への対応について（依頼）」（別添）をもって、当職より各都道府県等の消費者行政担当課長宛に依頼いたしました。

貴職におかれましては、この趣旨をご承知いただき、別添通知について、各都道府県等の薬務担当部局に周知していただきますようお願いいたします。